

案

教育等の振興に関する施策の大綱  
＜改訂版＞

平成 29 年 3 月

高知県



# 目次

## はじめに

<b>第1章 大綱の策定について</b> . . . . .	<b>1</b>
1 大綱の位置付け	
2 大綱の期間	
3 大綱の進捗管理	
<b>第2章 高知県の教育の現状と課題</b> . . . . .	<b>2</b>
1 子どもたちの知・徳・体について	
2 子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
3 学校と地域との連携について	
4 就学前の教育・保育について	
5 南海トラフ地震対策について	
6 学校・教職員について	
7 生涯学習について	
8 スポーツについて	
<b>第3章 基本理念と基本目標</b> . . . . .	<b>12</b>
1 基本理念 ～目指すべき人間像～	
2 基本目標	
<b>第4章 取組の方向性と施策の基本方向</b> . . . . .	<b>15</b>
1 取組の方向性	
2 施策の基本方向	
<b>第5章 基本方向ごとの施策</b> . . . . .	<b>25</b>
<b>基本方向 1</b> チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の 解決に取り組める学校を構築する	26
<b>基本方向 2</b> 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育 によって断ち切る支援策を徹底する	55
<b>基本方向 3</b> 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生 きる力」の基礎をつくる	70
<b>基本方向 4</b> 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る	73
<b>基本方向 5</b> 安全・安心で質の高い教育環境を実現する	75
<b>基本方向 6</b> 私立学校の振興を図る	79
<b>基本方向 7</b> 社会の期待に応えるため大学の魅力を高める	81
<b>基本方向 8</b> 生涯にわたって学び続ける環境をつくる	83
<b>基本方向 9</b> 文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る	87
<b>基本方向 10</b> 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と 捉えスポーツの振興を図る	90
<b>参 考 資 料</b> . . . . .	<b>106</b>



## **第1章 大綱の策定について**

### **1 大綱の位置付け**

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標を明らかにした上で、それを実現するための総合的な施策について、知事と教育委員会で構成する高知県総合教育会議で協議を行った上で定めたものです。

### **2 大綱の期間**

大綱の期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

### **3 大綱の進捗管理**

大綱の基本理念の実現に向けた基本目標の達成状況や施策の進捗状況等については、高知県総合教育会議において協議、確認を行います。

なお、この大綱に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。



## 第2章 高知県の教育の現状と課題

### 1 子どもたちの知・徳・体について

#### (1) 知の分野について

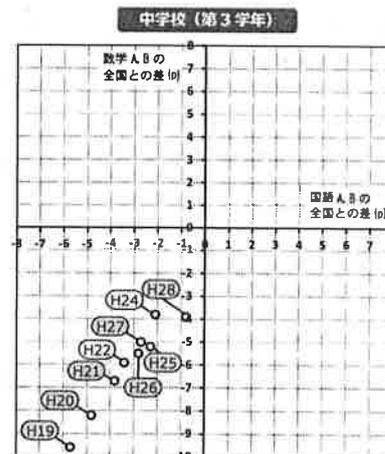
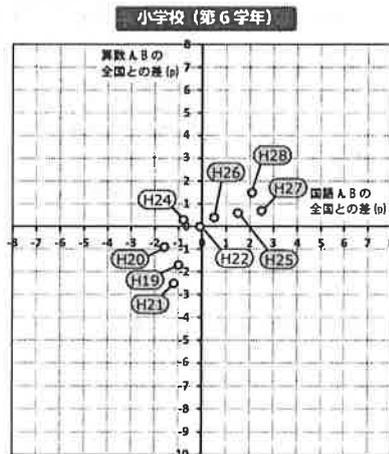
##### ①小・中学校の学力について

県教育委員会では全国と比較して厳しい状況にあった本県の子どもたちの知・徳・体の向上に向けて、平成21年9月に「高知県教育振興基本計画」を、平成24年3月には「高知県教育振興基本計画重点プラン」(以下「重点プラン」という。)を策定し、学力については「小学校の学力は全国上位に、中学校は全国平均まで引き上げる」ことを目標に掲げ、さまざまな取組を進めてきました。

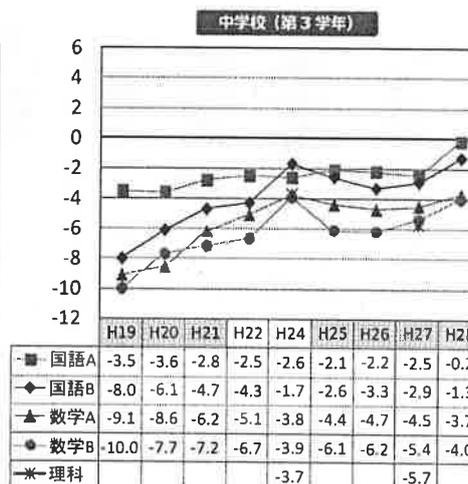
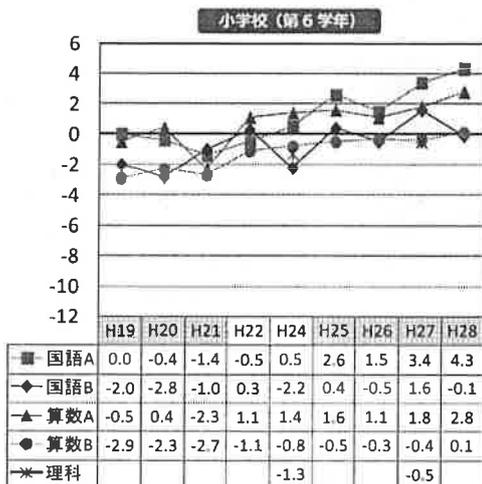
その結果、平成28年度の全国学力・学習状況調査の結果において、小学校の学力は、全国平均を上回り、活用する力を問うB問題についても全国平均とほぼ同じ結果で、総合的にみて全国上位に位置しています。中学校は、国語・数学ともに全国平均を下回っていますが、その差は縮まってきており、ここ数年の足踏み状態から脱する兆しがみられます。一方で、小・中学校ともに、思考力・判断力・表現力などを問うB問題に関しては弱さが見られ、課題となっています。

#### ■全国学力・学習状況調査結果 (H19～H28年度)

◇本県と全国の平均正答率の差



◇本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)



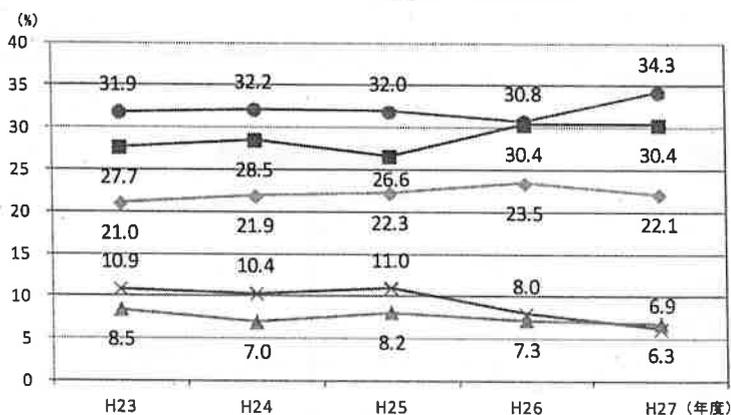
※平成22・24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施

②高等学校の学力について

公立高等学校卒業者の進路の状況については、平成 27 年度の 4 年制大学進学割合は前年に引き続き 30.4% となっており、進路未定の割合は 6.3% と前年に比べ 1.7 ポイント減少しています。また、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、平成 24 年度以降は 60% を超えています。

一方で、平成 28 年度に実施した学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く県立高等学校 30 校のものをみると、学習内容が十分定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下「D3 層の生徒の割合」という。）は、3 年生で 29.1% となっており、前年に比べ若干減少しているものの、依然として厳しい状況です。また、家庭学習時間については、入学後 1 年間で急激に減少する傾向にあり、3 年生の 4 月の段階で、約半数の生徒が「ほとんど学習しない」と回答しています。高等学校に入学することが目標となって、学ぶことの意義や将来の目標を持っていない生徒が多いことが、このような状況につながっているものと思われます。

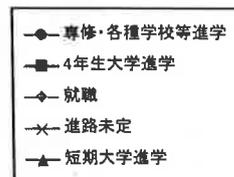
■公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況



※就職については高知県就職対策連絡協議会調べ、進学については高知県進学協議会（H24 まで）、高等学校課（H25 以降）調べによる

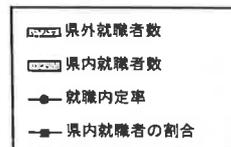
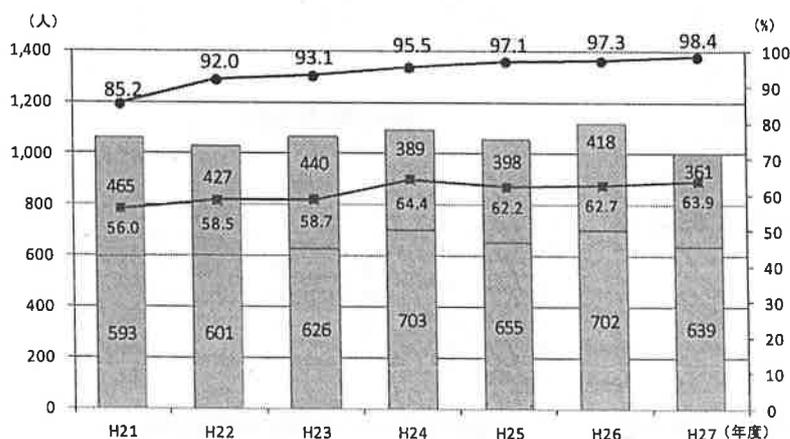
※就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合

※進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む



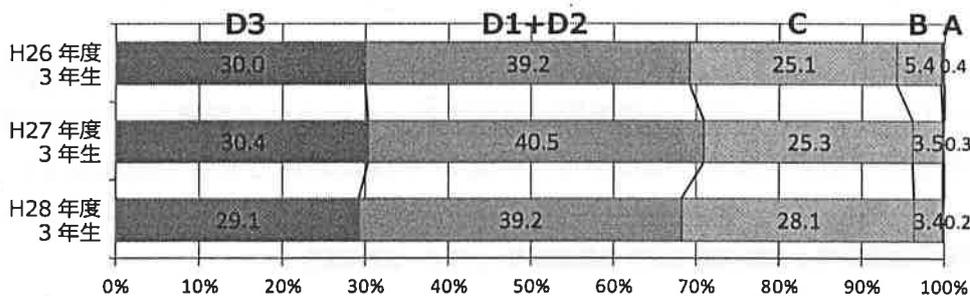
高知県就職対策連絡協議会、高知県進学協議会、高等学校課調査

■公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の就職の状況



高知県就職対策連絡協議会、高等学校課調査

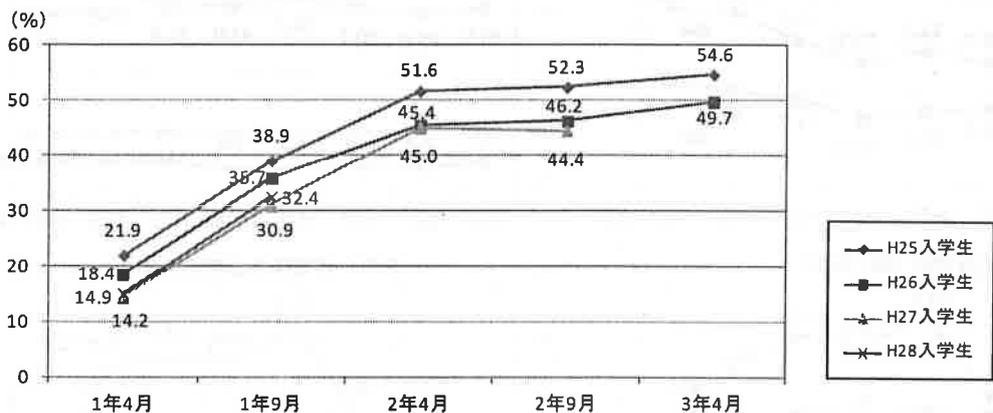
■学力定着把握検査結果（3年生4月の調査結果）



※数値は学力定着把握検査Ⅰ（30校）の結果  
 ※その他6校で学力定着把握検査Ⅱを実施  
 ※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり  
 （なお、学力定着把握検査Ⅰにおける学習到達ゾーンの最高値はA2であり、A1～S1は存在しない）

学習到達ゾーン (GTZ)	進路選択肢	
	進学	就職
Sゾーン S1～S3	難関大学合格レベル(最難関大はS1)	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
Aゾーン A1～A3	国立大合格レベル	
Bゾーン B1	公立大学合格レベル(一般入試)	
Bゾーン B2・B3	国公立大の推薦入試に合格可能で、私立大の一般入試では、選択肢が広がるレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
Cゾーン C1～C3	私大・短大・専門学校一般入試に対応可能なレベル	
Dゾーン	D1	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をする上で支障が出ることが多い 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い
	D2	
	D3	

■家庭学習をほとんどしないと回答した生徒の割合の推移



※学力定着把握検査Ⅰの実施校（30校）での調査結果

県高等学校課調査

(2) 徳の分野について

重点プランでは、暴力行為や不登校、中途退学の状況について、全国平均まで改善することを目標に、キャリア教育や道徳教育をはじめ、子どもに内在する力や可能性を引き出すことに力点を置いた生徒指導を推進してきました。

平成27年度の全国調査の結果をみると、高等学校の不登校や中途退学については一定改善がみられますが、暴力行為や小・中学校の不登校が増加傾向にあるなど、依然として厳しい状況が続いています。

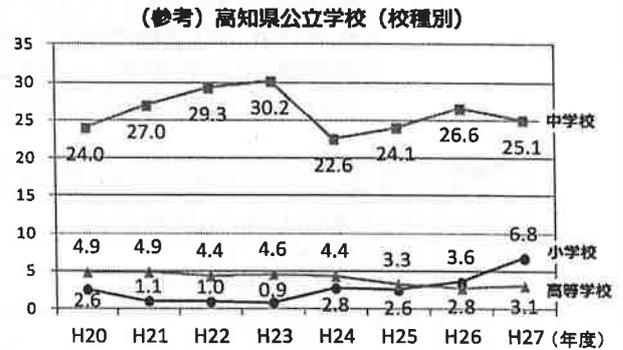
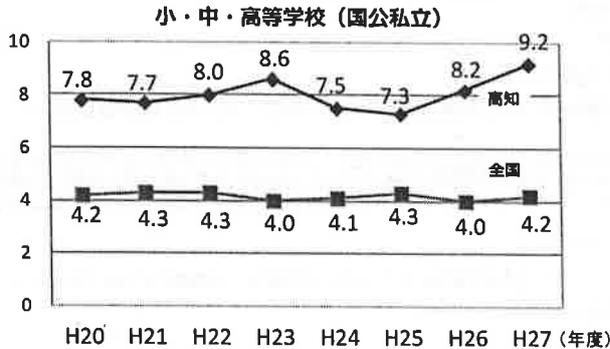
暴力行為は、全国平均を上回る状況で推移しており、特に中学校で多く発生する状況が続い

ています。また、小学校においても急増しており、暴力行為の低年齢化が危惧されています。  
不登校は、学年が上がるにつれて増加する状況が続いており、特に中学校1年生で急増する傾向にあります。

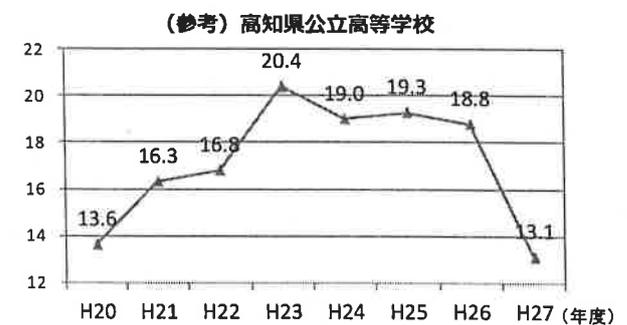
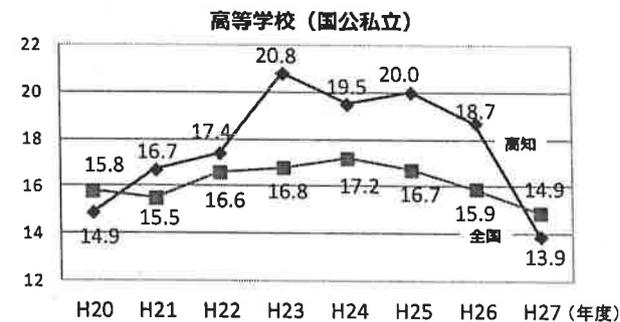
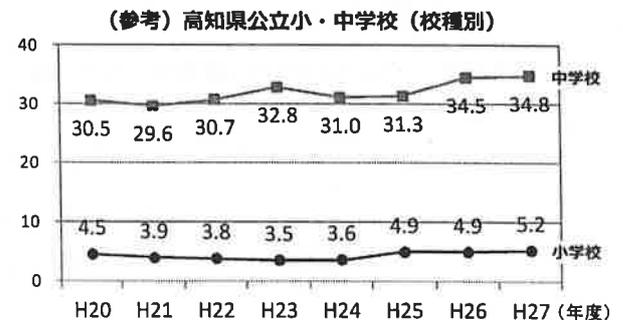
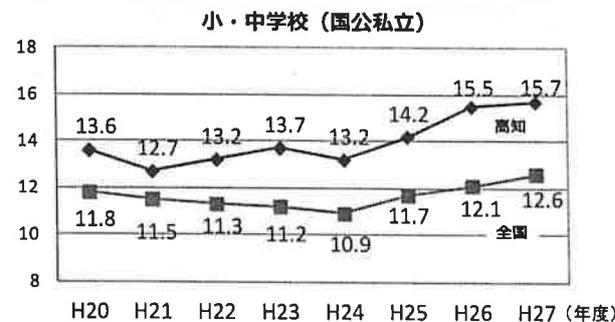
いじめの認知件数は、平成24年度に他県で発生したいじめ事件をきっかけに全国的に増加し、本県においても国からのいじめを積極的に認知するよという指導やいじめの認知に対する教職員の重要性の認識の高まりなどから、平成27年度において大きく増加しています。

■ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 (H20~27年度)

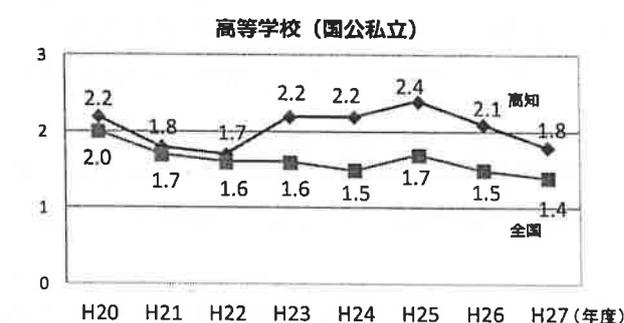
◇ 暴力行為 ※数値は1,000人あたりの発生件数



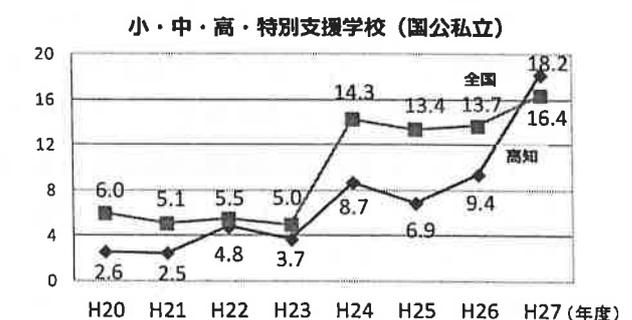
◇ 不登校 ※数値は1,000人あたりの不登校児童生徒数



◇ 中途退学 ※数値は%



◇ いじめ ※数値は1,000人あたりの認知件数



(3) 体の分野について

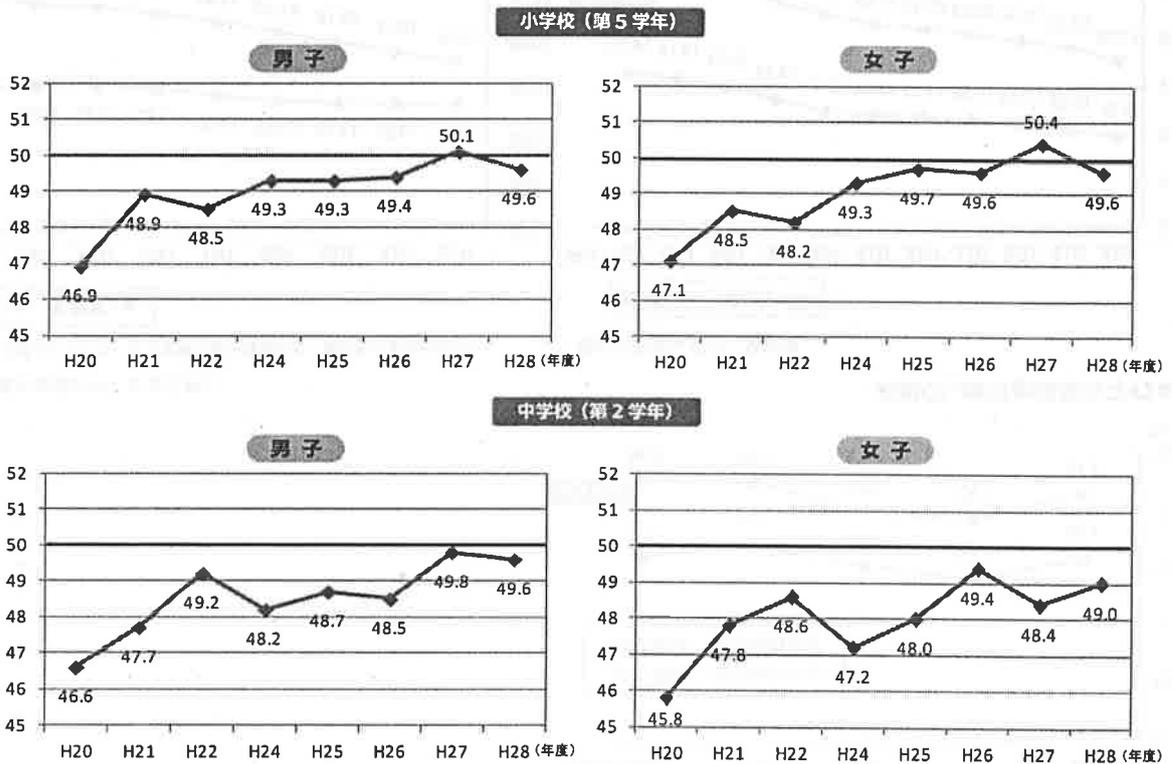
小・中学校の体力・運動能力については、平成20年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は着実な改善傾向を示しています。平成28年度の調査結果では、小学校男子・女子及び中学校男子は、前年度からやや後退する結果となりましたが、ほぼ全国平均に達しています。中学校女子についても、全国平均には届いていませんが、過去2番目に高い結果となっており、全体的にみて上昇傾向にあるといえます。

しかし、小・中学校ともに1週間の総運動時間が全国と比べて少ないなど、運動習慣が十分に定着していない状況がみられます。特に、中学校女子では、1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合が全国平均よりかなり高くなっています。

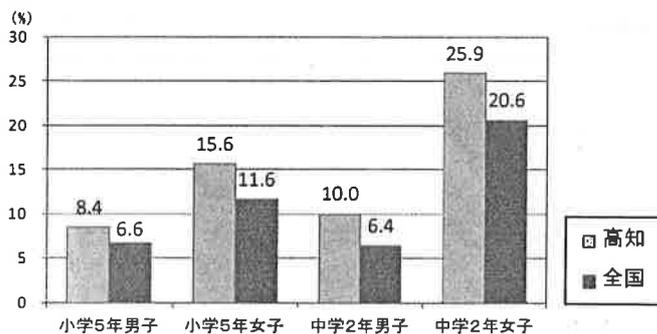
■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 (H20~28年度)

◇体力合計点(8種目の実技の総合点)の推移

※平成23年度は東日本大震災の影響により全国調査は未実施  
※数値はT得点(全国平均=50)



◇1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合(H28年度)



## 2 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

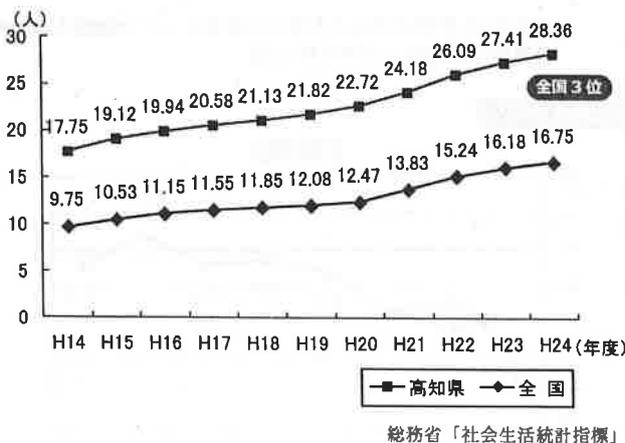
日本における子どもの貧困率は、平成24年には16.3%（子どもの約6人に1人）と過去最悪の状況になっています。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合は更に高いことが推測されます。（※ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約4倍と厳しい状況にあります。）

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着やいじめ、不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

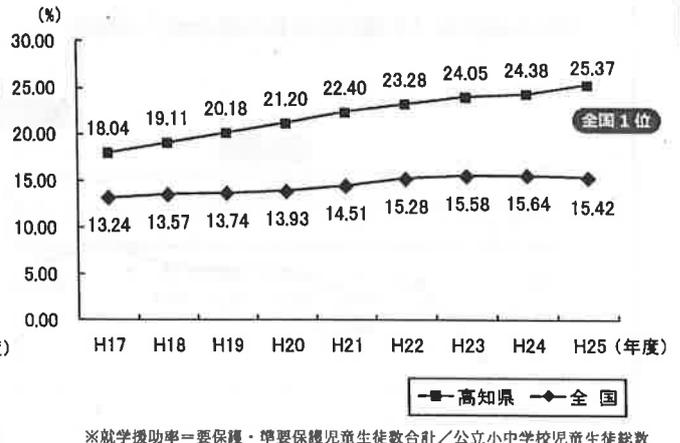
### ※子どもの貧困率

17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合

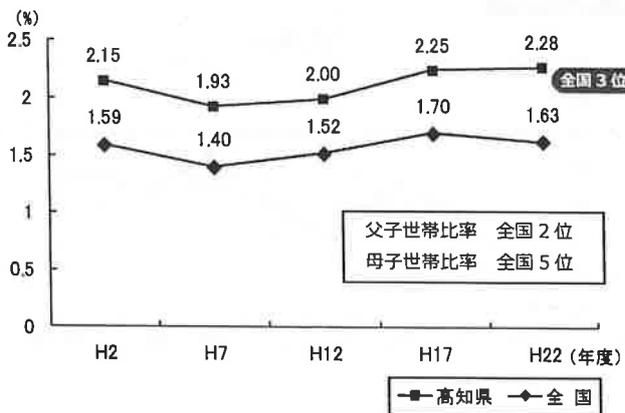
■生活保護被保護実人員（人口千人あたり）の推移



■就学援助率\*の推移



■ひとり親世帯比率\*の推移



### 3 学校と地域との連携について

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、学校が抱える課題も多様化・複雑化しており、学校だけでは解決が困難な状況が出てきています。こうした状況の中では、学校と地域が連携して、社会全体で子どもたちを見守り育てていくことが必要です。

このため、県ではこれまで学校と地域が一体となった教育支援の展開に向けて学校支援地域本部の立ち上げ支援や、放課後児童クラブ等の子どもたちの放課後における安全で安心な居場所づくりに取り組んできました。

平成28年度は、34市町村に134の学校を支援する68の地域本部が設置され、地域の方々の参画により、学習支援や登下校時の安全指導、環境整備等の教育支援が充実してきています。

また、平成28年度に小学校の94%に設置された「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」などの安全・安心な居場所で、さまざまな体験・交流・学習活動が行われています。

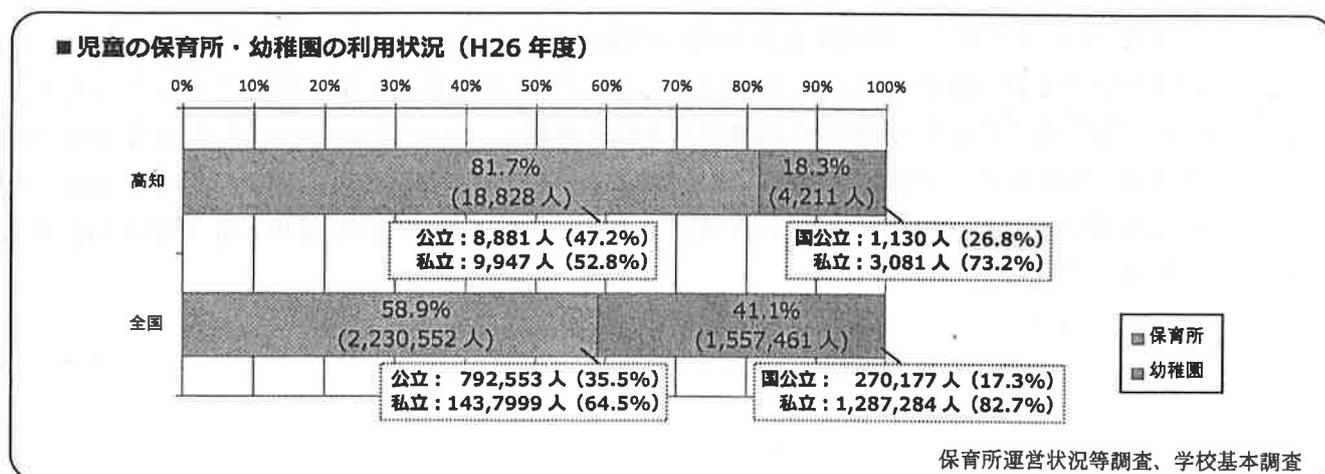
### 4 就学前の教育・保育について

本県の保育所・幼稚園に入所・入園している乳幼児のうち、82%が保育所、18%が幼稚園を利用しており、全国と比べて保育所の利用割合が高くなっています。また、保育所に入所している乳幼児の53%は私立保育所を、幼稚園に入園している幼児の73%は私立幼稚園を利用しています。

各園では、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた具体的な指導方法に基づく教育・保育が十分に実践されていない状況がみられます。

また、就学前と小学校の教育の違いが保育者や教員に十分に認識されておらず、このことが小学校入学後に、集団行動ができない、授業中に座ってられないなどといった、いわゆる小1プロブレムにもつながっていると考えられます。

さらに、発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や障害の多様化が進んできたことで、保育者には、より専門的な指導・支援方法の習得が求められるようになってきています。



### 5 南海トラフ地震対策について

近い将来、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震に備えて、県では学校施設等の耐震化などハード面の対策と、防災教育の充実などソフト面の対策を積極的に推進してきました。

県立学校の耐震化については、平成 28 年度に完了します。(残る 1 棟は再編に合わせ改修) また、平成 28 年度末で、市町村立学校については 97.1%、保育所・幼稚園等については 90.3% の耐震化率となります。

県が作成した「高知県安全教育プログラム」を使用した防災教育の実施率は着実に向上してきており、平成 27 年度においては、県が独自に小・中学校で目標設定した年間 5 時間以上の防災の授業を全学年で実施している学校の割合は、小学校は 97.9%、中学校は 96.2%、高等学校で目標設定した年間 3 時間以上については 100.0%となっています。

## 6 学校・教職員について

### (1) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 19 年に 74,922 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、平成 28 年 5 月現在、61,319 人まで減少しています。さらに平成 33 年には約 56,000 人まで減少することが予測されています。

児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校の数は、平成 19 年から平成 28 年までの 10 年間で 73 校減少しています。

県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合した須崎総合高等学校、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中学校・高等学校の開校に向けて取組を進めています。

児童生徒数が更に減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

### (2) 教職員の大量退職・大量採用について

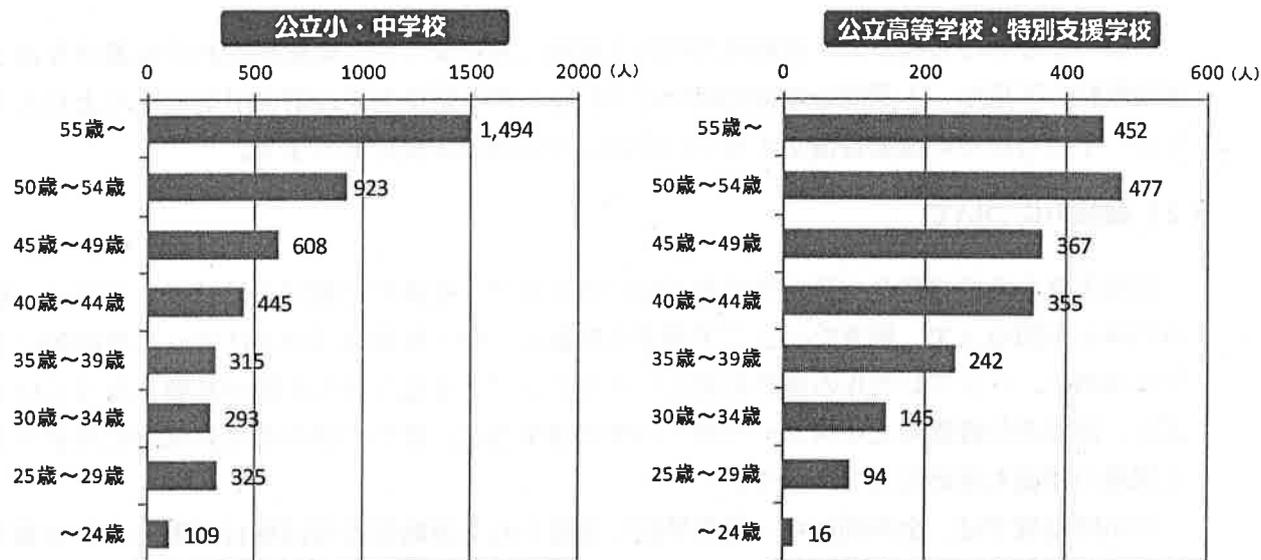
平成 28 年 5 月現在、県内の公立学校の教職員数は 6,660 人となっており、そのうち、50 歳以上の占める割合は約 50%で、40 歳未満は約 23%という偏った年齢構成になっています。

小・中学校は平成 27 年度から退職者が大幅に増加し、平成 28 年度から平成 36 年度までは、平成 33 年度をピークに毎年 200 人以上が退職する見込みとなっています。また、高等学校・特別支援学校においては、平成 33 年度から平成 37 年度までの間は毎年 100 人前後が退職する見込みです。

このように、本県は教職員の大量退職・大量採用時代を迎えており、大量採用によって急増していく若手教員の資質・指導力の向上が急務となっています。

■ 県内公立学校の教職員数\*

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、補導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭（実習助手、寄宿舎指導員、充て指導主事、再任用職員含む）



県内公立学校の教職員総数 6,660人 (H28.5.1現在)

50歳以上の割合 50.2%

40歳未満の割合 23.1%

県教職員・福利課調査

## 7 生涯学習について

本県の生涯学習の状況について、平成28年度高知県県民世論調査の回答結果をみると、最近1年間で行った生涯学習の内容について、「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）」が最も多く(24.2%)、「趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）」(19.8%)、「職業上必要な知識・技能（仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など）」が16.9%と続いています。また、「生涯学習をしたことがない」が33.6%と多くの割合を占めています。

生涯学習の振興を図るためには、それぞれの市町村、地域の団体、生涯学習機関等が活性化し、県民に充実した学びの機会を提供していくことが求められます。

しかし、社会教育の推進を中心的に担う社会教育主事や公民館主事の数是全国的にみても減少傾向にあり、また、少子化や高齢化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤が弱ってきています。

## 8 スポーツについて

### (1) 子どもの運動・スポーツ活動について

本県の子どもたちの体力・運動能力は向上傾向にあります。幼児期における遊びを通じた運動経験の不足や、1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合が全国平均よりも高いなど、子どもたちに運動習慣が十分には定着していない状況にあります。

### (2) 競技力について

国民体育大会での総合成績が全国最下位になるなど、全体的に競技力は低迷しており、競技力の向上を図る上で、優秀なジュニア選手を発掘し、中・長期的な視点に立って計画的に育成する体制や、トップレベルの選手を更にレベルアップさせるための体制が必要となっています。また、指導者の資質向上やスポーツ医・科学の活用など、選手や指導者を効果的にサポートする環境の整備も求められています。

中山間地域では、全体的に中・高等学校に設置される運動部の競技種目が限定される場合があります。部活動の加入率も低下していることなどから、競技人口の減少がみられます。また、専門的な指導ができるスポーツ指導者の不足やスポーツ施設が少ないことなどを背景に、活動できる競技が限られることや、身近な地域で継続的に運動やスポーツに参加する機会が少ないこと等の課題が生じています。

### (3) 地域における運動・スポーツ活動について

職場でのレクリエーション活動の促進や、子育て中でもスポーツに参加しやすい環境づくりなどの取組が十分に行われておらず、成人のスポーツ実施率、特に働き盛りの年代のスポーツ実施率が他の年代に比べて低い状況にあるとともに、女性のスポーツ実施率が男性に比べて低くなっています。

### (4) 障害者スポーツについて

障害者のスポーツ活動については、これまで、健康志向のレクリエーション的な活動が中心であったため、競技力向上に向けた育成強化が組織的に行われていない状況にあります。

障害者の生涯にわたる運動・スポーツ活動の基盤となる特別支援学校・学級の体育的活動については、障害の種別や程度によりさまざまな配慮が必要な場合が多く、より充実した活動を行うためには、多様な視点からの工夫・研究が必要です。

### (5) スポーツ施設・設備について

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、スポーツ熱が高まる中、競技力の向上や、多様なスポーツ活動の広がりなどの観点から、安全で質の高いスポーツ活動が実践できるよう施設や設備の整備が求められています。

### 第3章 基本理念と基本目標

#### 1 基本理念 ～目指すべき人間像～

##### (1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育てていくことが必要です。

##### <知・徳・体の育成すべき力>

- ◆知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲
- ◆徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性
- ◆体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会などが、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身に付けさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」の育成とします。

##### (2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」の育成を2つ目の基本理念とします。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けた第4章の「取組の方向性と施策の基本方向」に基づく取組の基本目標として、下記の数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

## (1) 知の分野の基本目標

## ①小・中学校

- 小学校の学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

※H28年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語A +4.3 国語B -0.1 算数A +2.8 算数B +0.1

中学校：国語A -0.2 国語B -1.3 数学A -3.7 数学B -4.0

## ②高等学校

- 高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

※H28年度学力定着把握検査結果（高校3年生4月）：29.1%

（県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた30校の平均）

- 高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

※H27年度卒業生に占める進路未定者の割合：6.3%

## (2) 徳の分野の基本目標

- 生徒指導上の諸問題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

※平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果

・暴力行為発生件数 千人あたり発生件数：9.2件（全国4.2件）

・不登校児童生徒数 千人あたり不登校数：小中15.7件（全国12.6件）

：高校13.9件（全国14.9件）

・中途退学率：1.8%（全国1.4%）

- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

※H28年度全国学力・学習状況調査結果（各質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合。（ ）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」

小学校：76.8（+0.5） 中学校：71.4（+2.1）

「将来の夢や目標を持っている」

小学校：85.4（+0.1） 中学校：74.7（+3.4）

「学校のきまりを守っている」

小学校：90.3（-1.2） 中学校：95.1（+0.4）

「ものごとを最後までやりとげてうれしかったことがある」

小学校：94.4（±0.0） 中学校：94.5（+0.2）

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」

小学校：97.3（+0.7） 中学校：95.4（+1.8）

「人の役に立つ人間になりたいと思う」

小学校：94.3（+0.5） 中学校：93.8（+1.0）

**(3) 体の分野の基本目標**

- 小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

※平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(数値はT得点(全国平均=50))

小学校：男子 49.6                  女子 49.6

中学校：男子 49.6                女子 49.0



## 第4章 取組の方向性と施策の基本方向

### 5つの取組の方向性

- (1) チーム学校の構築
- (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援
- (3) 地域との連携・協働
- (4) 就学前教育の充実
- (5) 生涯学び続ける環境づくり

### 1 取組の方向性

第3章の基本理念や基本目標を実現していくためには、家庭や地域、学校、教育行政など、教育等に携わる全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していくことが必要です。

このため、この大綱においては、教育等に携わる全ての人に日常的に意識していただくための取組の方向性として、下記の5つを定めます。

#### (1) チーム学校の構築

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症療法的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした課題の解決に向けた取組として、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「**チーム学校の構築**」を推進していきます。

また、県教育委員会や市町村教育委員会などの教育行政は、県全域や地域の教育の課題を踏まえ、「チーム学校の構築」をはじめとする課題解決のための対策をきちんと学校や教員に示し、効果的・効率的に対策が実施されるよう学校や教員を支えていくことが必要です。

## (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、こうしたことを背景に、多くの子どもたちが虐待や学力の未定着、不登校といった困難な状況に直面しています。

このため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「**厳しい環境にある子どもたちへの支援**」を徹底します。

## (3) 地域との連携・協働

従来、子どもたちの成長を支えていた家庭や地域の教育力は、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い低下しています。

他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、特に、家庭の貧困など厳しい環境にある子どもたちへの支援については、学校にプラットフォームとしての役割が期待されているものの、学校だけでの対応には限界があります。このため、地域の方々にも子どもたちのことを知ってもらい、子どもたちも地域の方々を知っているという関係をつくりながら、地域と学校とが力を合わせて子どもたちを支え、育んでいただくことがますます求められてきています。

こうしたことから、学校と地域との連携を後押しするために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである学校支援地域本部の設置促進や活動の充実など、学校と「**地域との連携・協働**」を積極的に進めます。

## (4) 就学前教育の充実

子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長のためには、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期に、質の高い教育・保育を受けることが重要です。

このため、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「**就学前教育の充実**」を図ります。

## (5) 生涯学び続ける環境づくり

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、文化・スポーツに親しめる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

こうした方向に沿って、「**生涯学び続ける環境づくり**」を推進します。

この5つの取組の方向性と「2 施策の基本方向」に掲げる10の施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していきます。

5つの取組の方向性と10の施策の基本方向との関係性は次ページの図のとおりです。

## 2 施策の基本方向

基本方向 1	チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する
基本方向 2	厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する
基本方向 3	就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる
基本方向 4	県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る
基本方向 5	安全・安心で質の高い教育環境を実現する
基本方向 6	私立学校の振興を図る
基本方向 7	社会の期待に応えるため大学の魅力を高める
基本方向 8	生涯にわたって学び続ける環境をつくる
基本方向 9	文化・芸術の振興と文化財の保存と活用を図る
基本方向 10	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る

### (1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

学校が対応しなければならない課題は、複雑化・困難化している上に、子どもの貧困の問題や新たな教育課題への対応など、ますます重くなっています。

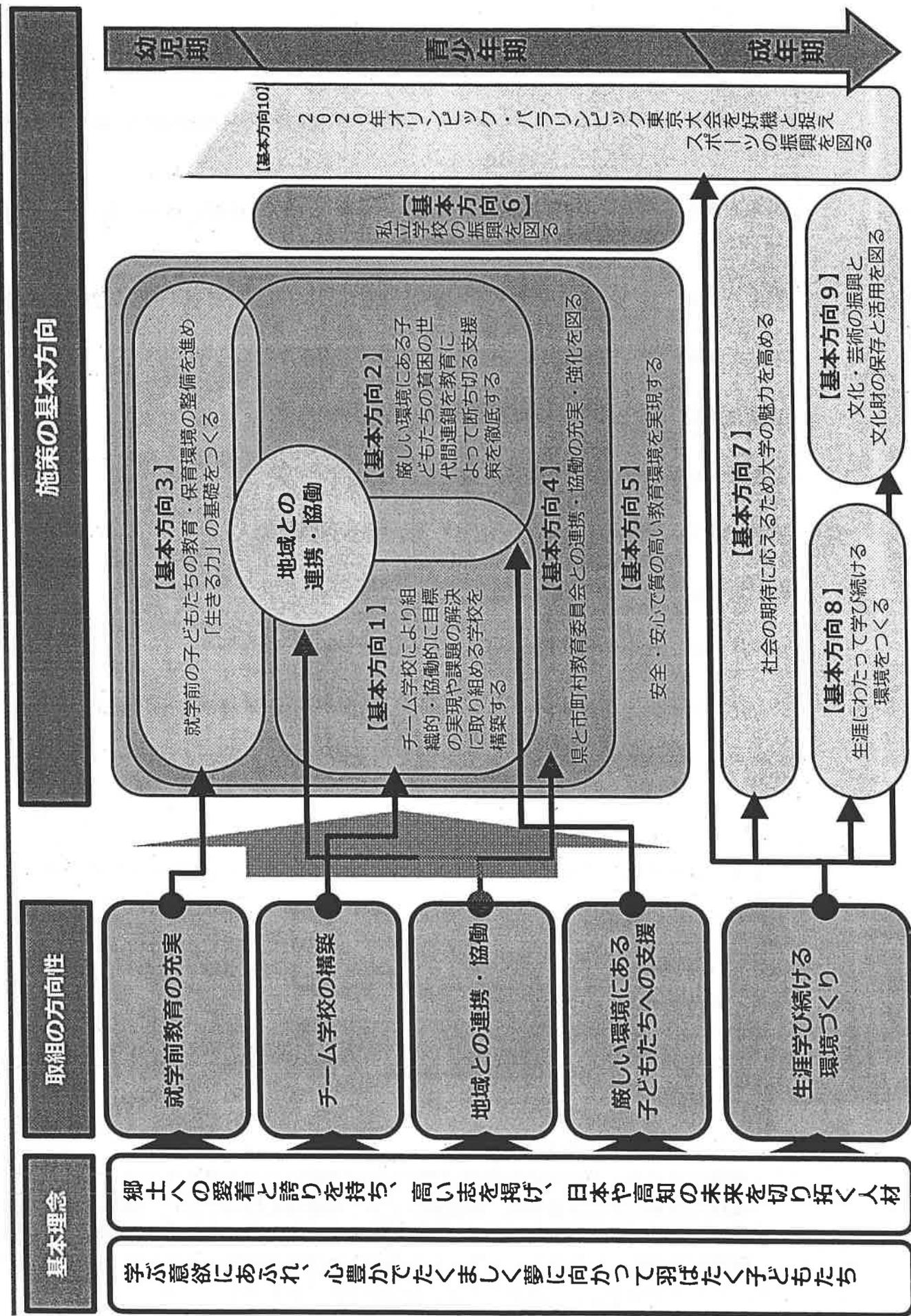
また、教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、ベテランの教員が少なくなり、経験の浅い若手教員の比率が急激に高まっています。

これに対し、学校の現状は、

- ・課題に対する対応が、個々の教員により対症療法的に行われることが多く、組織的・体系的に行われることが少ない
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、経験の浅い若手教員を学校の中で育てる仕組みづくりが十分でない
- ・課題の中には、教員の専門性だけでは対応が困難なことも増えている
- ・教員が授業以外に生徒指導、部活動など多くの業務を行っており、負担感・多忙感を感じているとともに、教員の中核的な業務である授業を改善するための授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、子どもに向き合う時間の確保に支障が出ている

といったことが絡み合い、課題に十分な対応ができていません。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた取組の方向性・施策の基本方向【体系図】



こうした現状を改善するためには、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材も活用して学校の目標の実現や課題の解決を図る「チーム学校」の取組を進めていくことが必要です。

こうした「チーム学校」の取組の推進にあたっては、学校と地域との連携・協働の体制を構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

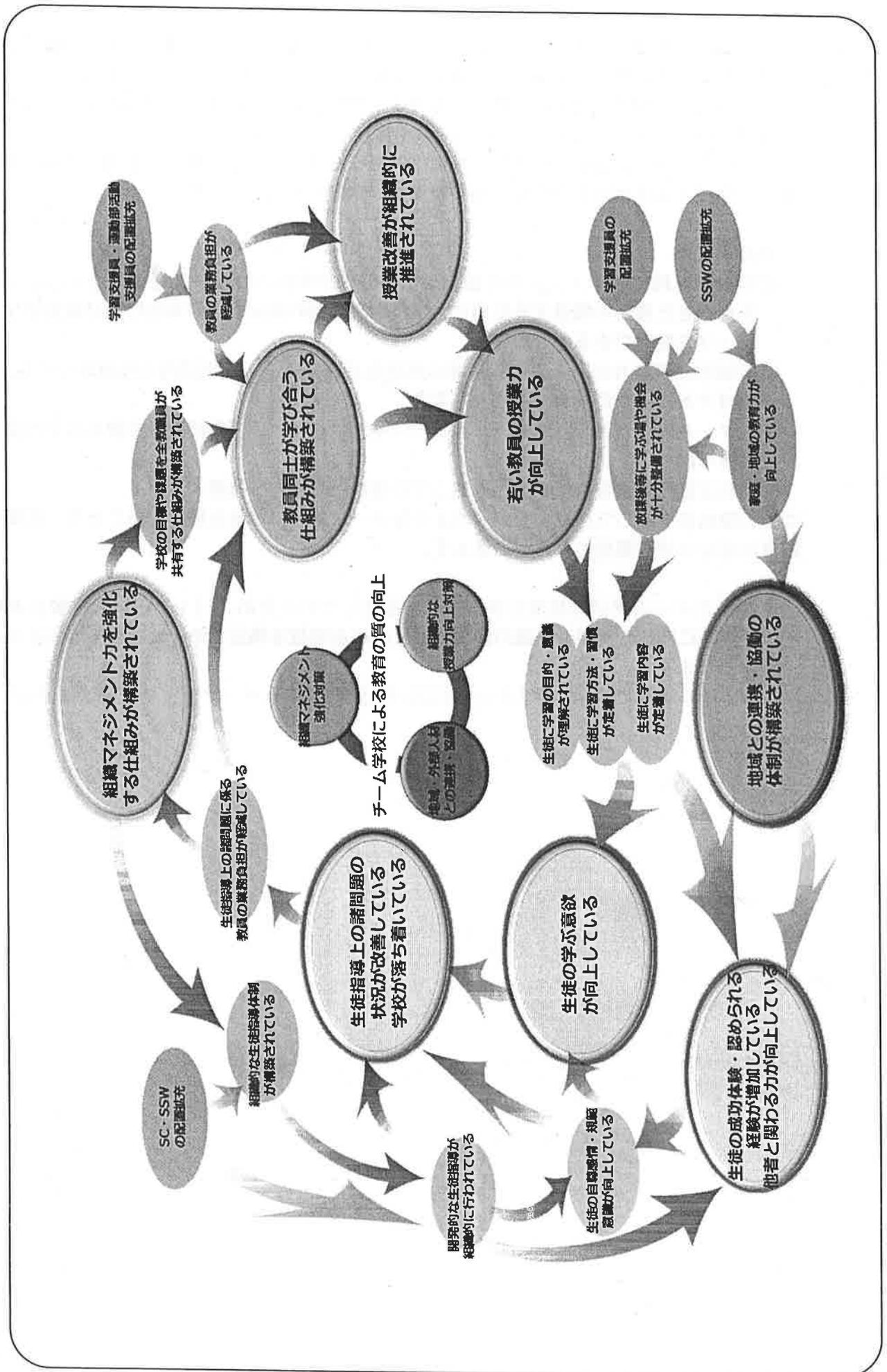
具体的には、

- ①学校の組織マネジメント力を強化し全教職員が学校の目標や課題を共有しながら方向性を合わせた取組を推進するために、学校経営計画の充実とその実現に向け校長がリーダーシップを発揮できる体制の整備
  - ②組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための学校内の仕組みづくり。特に、急増する若手教員を育てることを重視
  - ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員など外部・専門人材の活用
  - ④学校支援地域本部の活動などを通しての地域との連携・協働
- などの取組を推進していきます。このようなチーム学校の取組を推進することで、教員がより授業に専念できる環境も整えていきます。

こうしたチーム学校の取組を県内全域で推進していくため、「**(1) チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する**」ことを施策の基本方向の1つ目とします。

このチーム学校で目指す学力向上等に向けた好循環のイメージを次ページに図で示します。

【チーム学校による学力向上等の好循環】



## (2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する

我が国において大きな社会問題となっている子どもの貧困は、本県においては更に深刻であり、家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行といった困難な状況に直面しています。

家庭の経済状況と子どもたちの学力との間には一定の相関関係があり、学びや就職が希望どおりにならないことなどが相まって、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。

家庭は教育の原点ですが、厳しい経済状況の中で、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

また、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、学校と家庭以外に子どもたちが安全・安心に過ごせる場が少なくなり、地域が家庭や子どもを見守り、支える機能の低下もみられます。

こうした厳しい環境の中でも、子どもたちの学びや能力発揮の機会は、生まれ育った家庭の経済状況などに左右されることなく等しく享受されるべきものです。

全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を推進していくことが必要です。

こうした対策を効果的・効率的に推進していくためには、学校と地域との連携・協働の体制を県内全域で構築し、学校と地域が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。

具体的には、

- ①保護者の子育て力の向上を図るための支援や啓発
- ②小・中・高等学校における学習支援員等の外部人材を活用した放課後等の学習機会の充実
- ③学校支援地域本部の設置促進などの地域全体で子どもを見守る体制づくりの推進
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部・専門人材や専門機関との連携・協働による教育相談支援の充実・強化

などの取組を推進していきます。

このように、「(2) 厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切る支援策を徹底する」ことを施策の基本方向の2つ目に掲げます。

## (3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

これに対し、県内の保育所・幼稚園等では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践がまだ十分ではありません。また、就学前と小学校との教育内容の違いに子どもが適応できないことなどを原因として授業が成立しない状態が続くなどの、いわゆる小1プロブレ

レムも発生しています。

こうした課題に対応するため、

- ①保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の確立と普及
  - ②保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化
  - ③保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上
  - ④接続期カリキュラムの策定・実践などの保幼小の円滑な接続の推進
- などの取組を推進していきます。

このように、「(3) 就学前の子どもたちの教育・保育環境の整備を進め「生きる力」の基礎をつくる」ことを施策の基本方向の3つ目に掲げます。

#### (4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る

大綱の施策の基本方向に基づく義務教育分野などの取組を効果的・効率的に推進していくためには、高等学校や特別支援学校の教育を担い、義務教育については県内全域の教育水準の維持・向上を役割とする県教育委員会と、小・中学校の設置・運営や就学前教育・保育の体制整備を行う市町村・市町村教育委員会が方向性を合わせ、お互いに連携・協働しながら、それぞれの役割や責任をしっかりと果たしていくことが重要となります。

このため、「(4) 県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化を図る」ことを施策の基本方向の4つ目に掲げます。

#### (5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する

本県の就学前から高等学校までの教育を下支えする教育環境には、次のような課題があります。

- ①本県は、今後30年以内に70%程度という高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により甚大な被害をもたらされることが懸念されており、教育分野においては子どもたちの命や学習環境を守り抜くための対策が求められています。
- ②本県では、今後、中山間地域を中心に小・中・高等学校における児童生徒数の更なる減少が進んでいくことが見込まれます。また、病弱の特別支援学校における児童生徒の教育的ニーズが多様化しています。
- ③就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を確実に育成していくため、各校種間で学習内容の連続性を確保するとともに、生活面の円滑な接続を図ることが求められています。
- ④社会・経済の情報化が急速に進展する中で、学校には、社会に出た時に最低限必要な情報活用能力を児童生徒に身に付けさせることが求められています。また、ICTを活用して、教育活動の質的向上を図ることや、校務の効率化等により、児童生徒に向き合う時間を確保することにも取り組んでいく必要があります。

こうした課題に対応するため、

- ①南海トラフ地震等の災害に備えた学校施設等の耐震化の促進や防災教育の推進
- ②教育環境の維持・向上を図る視点に立った県立高等学校・特別支援学校の再編振興

③就学前から高等学校までの校種間の連携・協働の推進

④教員のICT活用能力の向上や県立学校における校務支援システムの整備など教育の情報化の推進

などの取組を推進していきます。

このように、「(5) 安全・安心で質の高い教育環境を実現する」ことを施策の基本方向の5つ目に掲げます。

#### (6) 私立学校の振興を図る

私立学校は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を展開しており、高知県の教育において重要な役割を果たしています。このため、私立学校の教育環境の維持・向上、児童生徒の修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全化を図るための支援を行います。

このように、「(6) 私立学校の振興を図る」ことを施策の基本方向の6つ目に掲げます。

#### (7) 社会の期待に応えるため大学の魅力を高める

本県が、人口減少による負の連鎖を断ち切り、経済の活性化など県勢浮揚に向けた歩みを力強く進めていく上で、「大学」の役割は大きいものがあります。特に、産学官民連携による産業の振興や人材の育成、生涯学び続ける社会を実現するための教育、若者を県内にとどめ、県外から呼び込む受け皿といった観点から、大学に対する期待は大きく、こうした機能の充実を更に図っていきます。

このように、「(7) 社会の期待に応えるため大学の魅力を高める」ことを施策の基本方向の7つ目に掲げます。

#### (8) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱ってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

こうした課題を解決するため、

①社会教育関係者の専門的な資質・能力の向上を目指した研修など時代に即した形での生涯学習の推進体制の再構築

②県と高知市が連携・協働して整備を進めている新図書館等複合施設におけるサービスの充実・強化

③社会人や企業のニーズに対応したビジネス研修など大学における学び直しの機能の強化などの取組を推進していきます。

このように、「(8) 生涯にわたって学び続ける環境をつくる」ことを施策の基本方向の8つ目に掲げます。

#### **(9) 文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る**

県民一人一人が文化芸術に普段から親しむことで、心豊かな人生を送ることができるよう、文化施設や芸術祭を活用した取組を進めていきます。特に、次代を担う子どもたちが文化芸術を通じて成長していく環境を整備するため、学校と連携した文化芸術活動を進めていきます。

また、平成28年度に高知県文化芸術振興ビジョンを策定し、取組の更なる充実を図ります。

さらに、本県には、国指定重要文化財である高知城をはじめ、遍路道や土佐和紙など有形・無形の文化財が数多くあり、これらの価値を維持し、後世に伝えていくことが現代を生きる我々の使命です。

このように、「(9) 文化芸術の振興と文化財の保存と活用を図る」ことを施策の基本方向の9つ目に掲げます。

#### **(10) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る**

スポーツの振興に関しては、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定を好機と捉え、「子どもの運動・スポーツ活動の充実」や「競技力の向上」など5本の柱を掲げた「スポーツ推進プロジェクト実施計画」(平成27年3月策定)に基づく施策を計画的に推進しています。

このように、「(10) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を好機と捉えスポーツの振興を図る」ことを施策の基本方向の10番目に掲げます。

この大綱では、第3章で示した基本理念の実現や基本目標の達成に向けて、5つの取組の方向性と10の施策の基本方向に基づき具体的な取組を展開していくこととし、その主な施策は次章に記載しています。

なお、それぞれの施策の5W1H(何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか)については、第2期高知県教育振興基本計画などに定めることとします。

## 第5章 基本方向ごとの施策



## 基本方向1

## チーム学校により組織的・協働的に目標の実現や課題の解決に取り組める学校を構築する

全ての学校において、個々の教員の力量のみに頼るのではなく、校長のリーダーシップのもとで組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。その上で、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指し教員同士が主体的に学び合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力を活用し組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」の仕組みを構築して、学校の教育目標の実現や教育課題の解決を図ります。

小・中学校に関しては、こうした取組を設置者である市町村教育委員会との連携・協働のもとで進めていきます。

### 《小・中学校》

#### 1 知・徳・体に共通する課題・対策

##### 課題

・各学校において児童生徒に育成すべき力が明確化・共有化されていない状況があります。また、育成すべき力を実現するための取組も教員の個業として任されることが多く、教職員が組織的・協働的に取り組むことができていない実態があります。

##### 対策1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

##### 【概要】

学校において授業力の向上や生徒指導の充実などに向けて組織的に取り組むことが徹底しない背景には、学校の組織が、少数の管理職と多数の教職員で構成されており、かつ、管理職以外の教職員の役割と責任が必ずしも明確になっていない場合があるため、担当業務ごとの責任者を中心とした組織的な取組を推進することが難しい体制であるということがあります。また、授業をはじめとする教育活動の大部分が個々の教員の裁量や力量に委ねられているということなどもあります。

このため、校長が明示する学校経営計画を基に、学校の目標や課題を全教職員が共有し、方向性を合わせて取組を推進するとともに、PDCAサイクルにより取組状況や成果を点検・検証しながら、学校経営計画の質的な充実を図ります。また、組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充し学校の組織体制を強化します。こうしたことにより、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進されるチーム学校としての体制を構築します。

##### 【主な取組】

- ①全ての小・中学校において、学校の目標や課題、具体的な取組内容等を示した学校経営計画が策定されるとともに、校長のリーダーシップのもと、PDCAサイクルにより取組状況や成果を組織的に点検・検証しながら計画の修正や取組の改善が図られるよう取り組みます。

このため、校長会や市町村教育長会などの場も活用して、指導的な立場にある教育関係者の意識の共有を図るとともに、各学校に対する退職校長や県教育委員会の指導主事による訪問指導・助言等の充実・強化を図ります。

- ②全小・中学校において、学校経営計画に基づくシンプルなビジョンや数値目標の設定等を教職員の参画のもと行うなど、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取組を進める仕組みを構築します。
- ③校長を中心とした学校の組織マネジメント力の更なる強化を図るとともに、授業力の向上や生徒指導の充実などの具体的な取組を組織的に推進するため、ミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置を拡充します。
- ④管理職としての資質・指導力を育成するために、主幹教諭から校長までを対象とする学校組織マネジメントを中核に据えた体系的な研修の更なる充実を図ります。
- ⑤県内全域に学校事務の共同実施組織を拡大することで、学校事務による教員の支援機能を一層強化するとともに、共同実施組織の事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理手法等を学べる機会を増やします。また、事務職員が学校経営に参画し、その専門性を生かして管理職を補佐する役割を担うことができるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図ります。
- ⑥教員の業務負担を軽減し、授業研究や児童生徒と向き合う時間の確保につなげるため、事務職員を加配し、教員が担っている業務のうち事務職員に移譲することが可能な業務及びそれを移譲することによる効果等について研究します。

**課題**

・教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。

**対策 1-(2) 若年教員の資質・指導力の向上**

**【概要】**

教員の大量退職・大量採用の時期を迎え、経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっていく状況において、若年教員の資質・指導力の向上は、今後の本県の教育水準の向上のために必要不可欠です。このことについては、教育センターにおいて初任者研修等実施に取り組んでおり、若年教員の資質・指導力の一定の向上につながっています。しかしながら、最近の若年教員を巡る状況としては経験不足によって十分に学級経営ができていない状況や、教科の専門性や指導スキルが未熟であるために、児童生徒の興味・関心を高める魅力的な授業を十分に創ることができていない状況もあります。このため、OJTにより若年教員を育成する仕組み、体制を強化するとともに、若年教員のほか採用候補者、臨時的任用教員等に対する研修を強化します。

**【主な取組】**

- ①若年教員の配置校研修が効果的に行われるために、本人への指導・助言を行うとともに若年教員に対する学校の指導体制についての指導・助言を行う体制を強化します。

## 第5章 基本方向ごとの施策【基本方向1 チーム学校<小・中学校>】

- ②若年教員の指導力の向上を図るため、指導の手引書等をまとめた教員必携の冊子を配付し、その活用を促進します。
- ③全ての教員に早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への研修を実施するとともに、臨時的任用教員や時間講師を対象とした研修の機会の充実を図ります。
- ④管理職や中堅教員を対象とした研修において、若年教員をOJTにより効果的に育成するための内容を充実・強化します。

**課題** ・学校を取り巻く課題は複雑化・困難化しており、育成すべき力を身に付けさせるためには学校内の資源だけでは十分ではない状況があります。

### 対策1-(3) 地域との連携・協働の推進

#### 【概要】

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きる力を身に付けていくためには、社会との関わりの大切さを学ぶことが不可欠です。そのためには、地域の大人が学校の活動に関わり、多様な体験活動などを通じて子どもたちの社会性を育むとともに、学校と連携しながら地域全体で子どもたちを見守り育てる体制をつくる必要があります。

また、教員の多忙化・業務の複雑化が指摘される中で、学校の活動に地域住民が参画することは、教員が子どもとしっかりと向き合う時間の確保にもつながります。

このため、学校と地域との連携・協働によりチーム学校として教育活動を充実させていきます。

#### 【主な取組】

- ①全ての学校に地域と連携・協働する体制が構築されることを目指し、地域住民が学校における学習活動や部活動、学校行事、校内環境の美化、登下校などを支援しながら、子どもたちの成長を支える学校支援地域本部の設置を促進します。このための学校の体制として、地域との連携・協働について中核的な役割を果たし、連携調整を担う担当者を位置付けることを徹底します。また、学校支援地域本部の活動の充実を図るため、地域住民を中心に人材の発掘・登録、マッチングを円滑に行う仕組みを拡充します。併せて、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）についての周知・啓発を積極的に行います。
- ②子どもたちが放課後等に安全・安心な居場所で学習などに取り組みながら過ごすことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、放課後児童支援員等を対象とした研修の実施等により、活動内容の充実を図ります。

## 対策 1-(4) 外部・専門人材の活用の拡充

## 【概要】

学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、外部人材を活用しながら、チーム学校として組織的に取り組んでいく必要があります。

学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材（学習支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員等）の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

## 【主な取組】

- ①学力の定着状況に課題のある児童生徒へのきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。  
また、学習支援ができる人材を確保するために、地域人材の登録、マッチングを行う仕組みの活用を推進するとともに、退職教員への声かけ、大学生に参加してもらうための大学との連携、高校生に有効に活躍してもらうための検討を進めます。
- ②教育相談支援体制の充実・強化を図るために、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーの配置を更に拡充します。
- ③課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させるため、不登校の発生率が高い市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、積極的な働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。
- ④各学校における運動部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するために、専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートができる運動部活動支援員の配置を更に拡充します。

**課題**

・発達障害等特別な支援が必要な児童生徒が増えていますが、障害の状況に対応した適切な指導を行うための教員の専門性や組織的な指導・支援が十分ではありません。

**対策1-(5) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実**

**【概要】**

特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加している中、発達障害等のある一人一人の児童生徒の特性に応じた授業づくり、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成、活用による指導・支援の充実が求められています。

このため、教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを推進するとともに、チーム学校として校種間における円滑かつ適切な引き継ぎが行われるための仕組みの構築を推進します。

**【主な取組】**

- ①児童生徒の学習意欲の向上に向け、ユニバーサルデザインに基づき、発達障害等のある全ての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを進めます。
- ②発達障害等のある子どもに対し、保育所・幼稚園等から小・中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した校種間の引き継ぎの充実・強化を図ります。
- ③発達障害等のある児童生徒への支援を充実させるため、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内委員会等において個別の指導計画を作成した上で、指導目標、指導内容・方法を定期的に検討するなど、組織的な指導・支援を継続的に行う体制を整備します。
- ④特別支援学級や、発達障害等のある児童生徒が一部の授業についてのみ障害に応じた特別な指導を受けるための場である通級指導教室を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。また、それらの場において特別支援学校教員や理学療法士、言語聴覚士などの専門家を活用することを進め、指導・支援の充実を図ります。

## 2 「知」の課題・対策

- 課題**
- ・中学校の学力（特に数学）が、全国と比べて低い水準にあります。
  - ・小・中学校ともに思考力・判断力・表現力に弱さがみられます。

**対策2-1) 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築**

## 【概要】

本県の中学校の学力の定着状況に課題があることの要因として、授業が個々の教員任せになりがちで、学校において組織的に授業力向上に向けた取組が十分でないことや、授業改善を進める仕組みが十分整っていないことがあります。

このため、中学校における「タテ持ち」の導入や教科会の活性化、学校組織のミドルリーダーの役割を担う主幹教諭の配置拡充、授業改善プランの作成・実施等により、学力向上に向けて教員が協働して取り組むチーム学校の仕組みを構築します。

## 【主な取組】

- ①同一教科の担任が複数配置されている中学校において、一人の教員が複数学年を担当する「タテ持ち」の導入を促進することや、教科ごとの授業改善・教材研究を進めるために設置している教科会などで、教科主任や経験と力量を備えた教員が経験の浅い教員を指導するといった、授業力の向上に向けて教員同士が学び合い高め合う仕組みを構築します。
- ②各学校において、授業力の向上や授業改善に向けた組織的・協働的な取組を推進するため、教科の組織的な指導体制の中核となる主幹教諭の配置を拡充します。
- ③「タテ持ち」を導入している中学校における教科会等の内容を充実していくために、主幹教諭や教科主任などのミドルリーダーとなる教員の育成を図ります。
- ④同一教科の教員が一人しかいない小規模の中学校においては、教員同士の学び合いにより教科指導力を向上させる機会が少ない状況にあります。このため、近隣の小規模の中学校の教員が連携して教科指導力の向上を図る仕組みを構築します。また、小規模の中学校において異なる教科を担当する教員がチームを組み、日常的に授業について協議し合う仕組みについて研究を進めます。
- ⑤中学校の授業改善を推進するため、全ての中学校において、国語・社会・数学・理科・英語の授業改善プランを作成し、思考力・判断力・表現力を育む授業づくりを進めるとともに、プランに基づく授業実践について、県教育委員会の指導主事等が全ての中学校を訪問し、指導・助言を行う取組を徹底します。